

## 特別支援教育

### 1 国における特別支援教育の充実

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障がいのある子どもも含めて、障がいにより特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものである。

令和5年3月に文部科学省から「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告が公表され、全ての教師が、障がいのある生徒を含め、多様な生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての生徒に対し、高い学習成果が得られるよう分かりやすい授業づくりを進め、安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重したホームルーム経営が求められていることが示された。

そのため、全ての教師は、障がいが個人の問題だけではなく、周りの物理的な環境や人的な環境などとの関係によって生じるものと捉える「社会モデル」という考え方にに基づき、生徒の学習上又は生活上の困難について理解した上で、環境を整備するとともに必要な配慮や授業の工夫をすることが重要である。加えて、生徒が自分の得意なことや、苦手なことなどを理解し、自分で配慮が必要な状況に気付いたり、自分に必要な配慮の内容を考えたりすることができるようにするとともに、生徒が自己の成長や変容を自覚し、自己肯定感を高める経験をさせることを通じて肯定的な自己理解ができるようにすることが重要である。

また、卒業後を見据え、生徒が自立し社会参加できるよう、進路先において必要な配慮や環境整備等の情報を引き継ぐために、関係機関等と連携や調整を図るなど、高等学校における特別支援教育の役割は一層大きくなっている。

### 2 本道の後期中等教育における特別支援教育の現状

#### (1) 令和5年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

令和5年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、第1学年において、昨年度より増加している。

また、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校の割合は、全ての学年において、昨年度より増加している。

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	R5	R4	R3	R5	R4	R3
第1学年	95校 (43.0%)	94校 (42.2%)	95校 (42.6%)	331人 (1.4%)	275人 (1.2%)	310人 (1.3%)
第2・3・4学年	122校 (55.0%)	122校 (54.7%)	128校 (57.1%)	489人 (0.7%)	555人 (1.1%)	580人 (1.1%)

\*1：全日制、定時制それぞれを1校とカウントしている。

\*2：全日制の第1学年は189校、第2学年以上は190校、定時制は32校を分母としている。

\*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 令和4年度「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果（道教委）

【通常の学級における要支援者の状況】

質問事項	回 答	割合*
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある。	47.4%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある。	9.4%
個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用状況	個別の指導計画を作成している。	76.8%
	個別の教育支援計画を作成している。	62.7%
	個別の指導計画又は個別の教育支援計画への合理的配慮の提供内容について明記している。	88.9%
	個別の教育支援計画の作成に当たって、他機関と情報共有をしている。	88.9%

\* 各学校の校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

3 道教委における特別な支援を必要とする生徒への支援

(1) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

道教委では、高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置している。今年度は13校を配置校として指定した。

(2) 特別支援教育スーパーバイザー等（S V、P T）の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー（S V）、又は「特別支援教育パートナー・ティーチャー（P T）派遣事業」により特別支援学校の教員を次のとおり派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等についての助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会等の実施などを行っている。

イ 派遣状況

令和4年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校135校のうち、126校に、延べ233回の派遣を行った。今年度は、135校へ派遣する予定である。

	派遣対象 学校数	派遣学校数		
		全体	全日制	定時制
令和3年度	144校	130校	110校(7校)	20校(1校)
令和4年度	135校	126校	110校	16校
令和5年度	135校			

※令和3年度の（ ）内の学校数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、派遣に替えて電話等による指導・助言を実施した学校数を内数で表示

(3) 教員の資質・能力の向上

道教委では、全ての教員が教育上特別な支援を必要とする生徒一人一人に応じた指導や支援の充実に向け、基礎的な知識や技能を身に付けることができるよう、特別支援教育センターにおいて、「特別支援教育基本セミナー」や、高等学校の教員を対象とした「特

別な教育的支援を必要とする生徒を支えるための高等学校コース」の研修を行い、教員の専門性の向上を図っているほか、初めて特別支援教育コーディネーターを担当する教員を対象とした「特別支援教育コーディネーター基本コース」の研修を行い、特別支援教育コーディネーターの役割や業務に関する基本的事項の理解促進を図っている。

また、今年度から学校管理職を対象とした「管理職のための特別支援教育に関する研修会」を行い、通常の学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする生徒が増加する中において、国が示す障がいのある生徒への支援の在り方について理解を深めるとともに、学校管理職の役割を明確化し、今後の学校経営等の充実を図り、教育上特別な支援を必要とする生徒だけではなく、全ての生徒の教育を充実させることを目指している。

#### (4) 病気療養中等の生徒に対する教育保障体制の構築

道教委では、高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する教育の機会を確保するため、令和5年度から新たに文部科学省の委託事業を受け、病気療養中等の生徒に対し、ICT機器の貸出等の支援を行っている。

#### CHECK

学校教育法施行規則により、高等学校等において、「オンライン授業（インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業）」が実施できることとなり、「病気療養中等の生徒（入院・自宅療養中等の生徒）」に対し、当該授業を行った場合は、出席扱いとすることができます。病気療養中等の生徒については、医師等の意見等から配信側の授業時間に合わせてオンライン授業を受信することが難しいと学校が判断した場合に限り、本人、保護者の意向を踏まえ「オンデマンド型の授業（事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業）」を行うことが可能です。

#### 4 高等学校における「通級による指導」

高等学校に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態である通級による指導は、学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から実施できることとなっている。

通級による指導は、障がいによる学習上や生活上の困難を持つ生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うものであり、障がいに応じたきめ細かな指導・支援が可能になること、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や、通常の学級における授業の理解促進などにつながることを期待されている。

道教委では、新入生や保護者が通級による指導について理解を深めることができるようリーフレットを各高等学校に配付するとともに、高校教育課のウェブページに掲載している。

各高等学校においては、制度に対する理解を一層深め、通級による指導を必要とする生徒に対して適切に対応することが求められる。

## 5 高等学校における実践例

### (1) A高校における自立活動（通級による指導）の内容の決定と評価の実際

#### ア 指導の流れ

A高校における通級による指導（自校通級）のプロセスは、次のとおりである。

1年次	4月～	生徒や保護者との通級による指導や合理的配慮の希望確認、生徒の実態把握、校内体制整備、合理的配慮の実施
2年次	4月～	通級による指導の開始、個別の教育支援計画及び個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の策定
	5月～	上記の内容を本人、保護者、担任などへ提案
	学期ごと	個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の評価、改善
	年度末	個別の教育支援計画、個別の指導計画、指導要録の評価、単位認定
3年次	4月～	2年次に同じ

#### イ 生徒の実態把握（アセスメント）

実態把握は、生徒の行動観察、面接、諸検査、保護者や医療、福祉などの関係者との面談等により行う。収集した情報は当該生徒の実態を示す根拠となる。得られた情報を基に、障がいや疾病、特性の状況、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画、自立活動の指導項目・内容の評価、改善を行う。A高校では、WAIS-IVやDN-CASなどの諸検査を実施している。本人や保護者に検査の結果などを説明し、指導内容や支援の方針などを決定する際の根拠としている。

#### ウ 個別の教育支援計画の策定、支援と評価

個別の教育支援計画は、関係機関と連携を図り長期的な視点に立った支援を行うための計画である。本人の状況や願い、将来像を踏まえ、支援の目標を評価時期とともに設定する。支援と評価の内容などを複数の関係者と共有することで、生徒が学習した成果を日常生活や進学先、就労先などで発揮できるよう、支援することができる。

#### < 個別の教育支援計画の例（一部） >

<b>支援の長期目標</b>	自分の適性を理解し、進路希望の実現ができる。		
<b>長期目標の設定理由</b>	学校生活では、授業や部活動に前向きな姿勢で取り組んでいる。周囲と相談しながら、卒業後の進路に対するイメージを少しずつ形成している。就労後は、自己の適性を的確に理解する力も加えて必要になると考え、長期目標として設定した。（令和〇年〇月設定）		
<b>評価・課題</b>	学校の教育活動全般を通じて、自己の適性の傾向を理解することができている。周囲の助言などを参考に、自分の適性を発揮できる可能性がある就労先を決定し、進路実現ができた。就労に当たり、関係機関と連携を深めることが今後の課題である。（令和〇年〇月評価）		
<b>支援の短期目標</b>	<b>必要な支援内容</b>	<b>関係機関・支援者（連絡先）</b>	<b>評価・課題</b>
自分に適した読み方で学習できる。（令和〇年〇月設定）	通級による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道A高等学校</li> <li>・学級担任 ○○ ○○</li> <li>・通級による指導の担当 △△ △△</li> </ul>	在学期間を踏まえ、生徒の実態を考慮しつつ、長期的な視点で目標を設定し、適切な時期に評価する。

#### エ 個別の指導計画の策定、指導と評価

個別の指導計画は、実態把握から得られた情報や課題を整理し、支援の目標を単元や学期、年度ごとなどに設定する。評価・課題は、特別支援教育の指導領域である自立活動の指導区分と項目に沿って整理し、記述する。支援の目標も、必要な自立活動の指導区分と項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容とともに設定する。その際、個別の教育支援計画の短期目標を、指導計画の目標としても設定する場合や、個別の教育支援計画の長期目標を実現するために、新たに目標を設定する場合がある。複数の目標を設定した場合は、各目標を相互に関連付けて目標を実現する視点を持つ

ことが大切である。

<個別の指導計画の例（一部）>

指導や支援の手立てやねらい、内容や配慮事項などを具体的かつ簡潔に記述する。

長期目標（個別の教育支援計画）	自己理解を深め、進路希望の実現ができる。
今年度の短期目標	指導の手立て・配慮事項
自分に適した読み方で学習できる。（令和〇年〇月設定）	聴覚情報、視覚情報の両方を活用して解決する問題演習などの課題を設定する。得られた情報を整理したり、優先順位を確認したりしながら、課題の解決に取り組むよう促す。
できないことを、できるようにするという視点だけでなく、できることを向上させる視点も持つとよい。	課題解決の成功体験を積み重ねることにより、解決のためには自分に適した方法で課題を正しく把握する必要があることを理解させる。学習したことを通じて、状況にふさわしい適応や対応を促す。
	以上を目標達成の手立ての中心として指導する。

<自立活動の指導区分と項目に基づく、指導内容の決定と評価の例>

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(3) 身体各部の状態の理解と養護	(2) 状況の理解と変化への対応	(2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	(5) 状況に応じたコミュニケーション
指導内容	文章を中心に、あるいは文章と図の両方を読み取る必要がある場合など、様々なパターンの課題解決（問題演習など）の方略を指導する。	状況に応じた課題（問題演習など）の把握方法と、自身の傾向の理解を促す。	姿勢制御などを目的とした協調運動に取り組ませる。自身の身体の状態や傾向を理解させることで、環境との関わり方が変化する可能性に気付かせる。		
指導場面	通級による指導の時間	授業や日常生活	通級による指導の時間		
評価	【知識・技能】 問題文の内容を把握するために、色付きのペンで主語や目的語、述語などを目立たせたり、文節に区切ったりすることを指導した。普段の授業でも習慣化し、文章を読む方略を理解することができた。（令和〇年〇月評価）	【思考・判断・表現】 文章を文節などに区切りを示すなど、視覚的に情報を整理することで、朗読が円滑にできるようになることに気付くことができた。（令和〇年〇月評価）	【主体的に学習に取り組む態度】 スラックラインやバランスボードの課題を設定した。課題に適した身体の動かし方を理解し、円滑に取り組もうとしていた。（令和〇年〇月評価）		
【短期目標の評価と次年度への引継ぎ】	それぞれの授業に適した方法で、注意を向ける必要がある箇所を視覚的に分かるようにしたことにより、朗読や問題文の把握が円滑にできた。（令和〇年〇月評価）				

評価は、手立てや指導内容、生徒の変容などを具体的かつ簡潔に記述する。評価期間中での目標の実現が難しいケースは、次期の計画でも同じ目標を設定する。指導や支援の経過によっては、目標そのものを見直し、次期の指導や支援に向けて再設定が必要なケースもある。

オ 指導例と単位認定

自立活動の指導は、生徒が困難を示している状況を捉えて、直接的に指導するだけではない。困難の原因を多面的に把握し、生徒の認知特性や環境などに対して、段階的に指導や支援をすることで、当該生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する上で必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目指すものである。自立活動を「学びのための学び」と捉え、通級による指導の学習を通じて、生徒が自分の特性の理解を深め、環境に円滑に適応、対応するための手立てを知ることにより、自立や社会参加を図るために必要な能力を身に付けることが重要である。

A高校では、生徒の興味・関心やニーズに基づき設定した課題と、運動などの感覚統合的な活動の両方を指導内容とするケースが多い。なお、課題の解決に当たっては、状況の捉え方や、解決に必要な方略や注意事項などを包括的に理解させることで、自己理解を深め、日常生活や学習に円滑に適応、対応できる力を身に付けること（汎化）

をねらいとしている。ねらいの達成のためには、ホームルーム担任や教科担任をはじめとする関係職員が通級による指導のねらいや指導内容を正しく理解し、相互連携することが必要不可欠である。

＜「自立活動（通級による指導）学習指導案（読みに難しさを示す生徒の例）」＞

短期目標	自分に適した読み方で学習できる。	
自立活動の項目	1 健康の保持(3)    2 心理的な安定(2)    3 人間関係の形成(2)(3) 4 環境の把握(2)(5)    5 身体の動き(1)(2)    6 コミュニケーション(5)	
本時の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しく注意選択したり注意を持続させたりするなどした読み方で問題の内容を捉え、解答を導くことができる。</li> <li>・自分の身体の状況や運動の傾向を理解し、身体の協調（滑らかな体の動き）を目的とした運動ができる。</li> </ul>	
主な指導内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の興味・関心が高い学習課題（演習問題）を設定する。問題の全体像を把握するための注意点を明らかにしながら、内容を読み取らせ、根拠に基づいた解答を導かせる。</li> <li>・問題の内容の読み取りに困難が生じた場合には、視覚的に情報を整理するなどして、対応できる可能性に気付かせ、実行させる。</li> <li>・平衡感覚機能などの改善や向上を目的とした運動（スラックライン）を指導する。</li> <li>・課題解決のプロセスを振り返り、解決には適切な方略や手順（問題の読み取り方）などがあることを理解させる。</li> <li>・学習したことを通じて、日常生活などに適切に適応、対応しようとする意欲を持たせる。</li> </ul>	
学習過程	学習内容	指導上の留意点
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校生活を振り返り、成果や課題を教師に伝えることで、自己の特性の傾向を理解する。</li> <li>■運動の内容を視覚的に理解し、身体の動かし方を工夫しながら、取り組む。</li> <li>■自身の身体の状況を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校生活の適応、対応状況や覚醒レベルを確認する。</li> <li>■教師が取り組む運動を観察させることで、内容の理解を促し、実行させる。運動に適した身体の動かし方を考えさせる。</li> <li>■身体の状況や運動の傾向を確認し、運動機能を強化、改善することで、自身の認知状況が変化する可能性に気付かせる。</li> </ul>
展開 35分	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ワーキングメモリー強化・改善のための導入課題（スパン課題やN Back課題）に取り組む。</li> <li>■正しい注意選択や分割的注意、注意持続を継続し、学習課題の問題文や図を読み取り、把握する。</li> <li>■必要に応じて、問題文の情報を、ふさわしい方法で整理して、把握し直す。</li> <li>■正しく読み取った問題文の内容に基づき、解答を導く。</li> <li>■問題演習にふさわしい方略（読み方）に気付く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主課題（問題文や図の読み取り）を理解する程度の記憶保持ができていないかを確認する。</li> <li>■学習課題の問題文や図を正しく読み取り、把握できているかを確認する。</li> <li>■問題内容の読み取りに困難が生じた場合には、視覚的に情報を整理するなどして、対応できる可能性に気付かせ、実行させる。</li> <li>■導いた解答が、問題文の内容と一致しているかを確認する。</li> <li>■問題演習にふさわしい方略（読み方）を選択し、円滑に対応しようとしたかを確認する。</li> </ul>
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> <li>■授業を振り返り、学習した成果を通じて、環境に円滑に適応、対応する意欲をもつ。</li> <li>■次回の学習内容や日時を確認し挨拶する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活や学習で学習した成果を発揮できる具体的な状況に気付かせる。</li> <li>■次回の学習内容や日時を確認し挨拶する。</li> </ul>

高等学校における通級による指導は、教育課程の一部に替えて又は加えて実施し、単位認定する。A高校では教育課程に加えて通級による指導を実施し、単位認定を行っており、指導要録には指導計画の内容をもとに評価結果を記載している。

(2) B高校における通級による指導例

ア 実施形態

高等学校における通級による指導では、生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に通級して指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教師が該当生徒のいる学校を訪問して指導を行う「巡回指導」がある。



B高校では「自校通級」を実施している。「自校通級」の利点としては、指導を受ける生徒に通学の負担がなく、教師間の共通理解を図りやすいことが挙げられる。

イ 対象生徒の決定

通級による指導の対象とするか否かについては、医学的な診断の有無のみにとらわ

れることのないように、本人や保護者の希望を重視して、総合的に判断することが重要である。

#### ウ 個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用

B高校では個別の指導計画及び教育支援計画は、教育上特別な支援を必要とする生徒が通級による指導の対象とするか否かに関わらず、必要に応じて個別に作成している。一人一人の生徒の障がいの状態や特性、心身の発達の段階等に即して指導目標を設定したり指導内容・指導方法を工夫したりするなどして、必要な支援を明確にしている。具体的には、対象生徒の在籍する学年の特別支援教育コーディネーターが中心となって、本人と保護者の希望や意見を汲み取り、ホームルーム担任の意見等も反映させながら計画を作成するとともに、学習期間ごとに評価を行い、計画を更新している。個別の指導計画及び教育支援計画は、本人や保護者の了解を得た上で、関係機関等と連携する際に活用することもある。

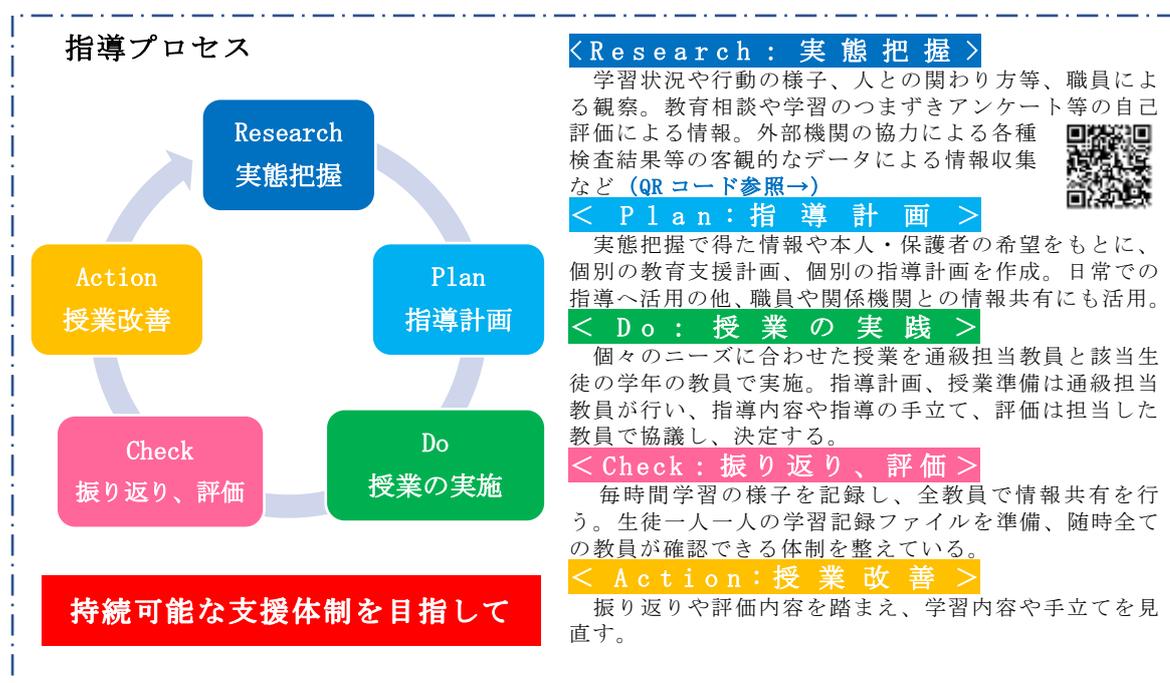
#### エ 特別の教育課程の編成

通級による指導は、特別の指導を教育課程に加え、又はその一部に替えて実施するものであり、教育課程の特例となる。B高校では放課後の7時間目に設定し、教育課程に加える形で通級による指導を行っている。

#### オ 通級による指導の実際

##### (7) 指導プロセス

B高校での通級による指導の開始時期は、当該生徒の実態把握の状況等により異なるが、原則として、第1学年の前期に学習状況や行動の様子の観察等を行い、夏季休業明けから通級指導の希望の有無を確認し、試行的に実施する。第2・3学年では、継続的な指導を進めている。



##### (1) 指導体制

B高校では持続可能な支援体制づくりを目指して、複数の教員が通級による指導に関わっている。(QRコード参照→)

指導を担当した教員は、生徒の様子や指導の際に気付いたことなどを学習記録ファイルに記録し、教員間で情報共有を図っている。

(ウ) 学習内容

学習指導要領では、教科等横断的な学習を充実させることが求められており、通級による指導においても探究的な活動を取り入れていく必要がある。通級による指導では、生徒自身が自己の課題を理解し、課題の改善に向けた探究的な活動に繰り返し取り組むことにより、自立活動の目標である「心身の調和的発達の基盤」を培うことができるものと考えられる。

< 指導例 >

指導目標	自分の特徴について知り、不安事への対処方法を見つけることができる。	
指導計画	5 単位時間 (50 分 × 5 回)	
	STEP1	自分の得意なことや苦手なこと、気持ちの変化について整理する。
	STEP2	ストレスに関する知識について知り、自分に合ったストレス発散方法を見付ける。
	STEP3	不安要素とこれまでの対処方法をリスト化する。
	STEP4	出来事 → 考え → 感情 → 行動の仕組みについて考える。
	STEP5	不安事への対処方法を実践し、実践を振り返り成果と課題を明らかにする。
【評価の観点】 評価規準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【知識・技能】気持ちと行動の関係について学び、行動することが気持ちの改善につながることを理解している。</li> <li>・【思考・判断・表現】自分にとって気持ちが楽になる可能性がある行動を考え、リスト化している。</li> <li>・【主体的に学習に取り組む態度】自分の特徴について理解し、対処方法を実践しようとしている。</li> </ul>	

カ 単位認定

原則として週 1 回以上通級による指導を行い、十分にその目標が達成できたと判断できる場合に単位認定を行うことができる。B 高校では、通級による指導における学修の取扱いや特別な配慮が必要な生徒への指導の扱いについて、教務内規の整備を行った。年度途中から開始した場合でも、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して履修を認めることも明記した。（「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A (改訂第 3 版)」(文部科学省) 参照)

キ 卒業後の進路

高等学校卒業後の一般的な進路決定先は、大学や専門学校等への進学や就職が多い。しかし、障がいのある生徒は、障害者総合支援法の対象となるため、自治体や事業所が提供する独自のサービスを受けられる場合がある。



B 高校では進路決定の参考資料としてオリジナルの就労支援案内を作成し、進路指導に活用している。(QR コード参照→)

また、進路希望の決定に当たっては、本人の特性に合った進路選択ができるよう、生徒や保護者の思いを傾聴し、進路指導部、校内特別支援委員会、ホームルーム担任、地域の関係機関が連携して進めている。(QR コード参照→)

